

確定申告は、ご自宅からスマホ申告で

申告書作成会場は、大変混雑します。税務署に行かなくても、スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、**ご自宅から**、e-Taxによる作成・提出ができます。下記のQ Rコードから、国税庁ホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」を参照ください。



◀ 国税庁ホームページ
確定申告書等作成コーナー



東庄町役場

税理士による無料申告相談を開催します

申告書作成会場の開設前に申告書を作成できます。

◆ 所得税・事業税・住民税の申告書作成相談

開催日	会 場	時 間
2月10日(月)	東庄町役場 1階 会議室 2	9:30～12:00 13:00～15:30



佐原税務署

確定申告書作成会場を開設します

佐原税務署は、所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書作成会場を開設します。

期 間 2月17日(月)～3月17日(月) ※平日のみ

時 間 9:00～17:00(受付8:30～16:00)

持ち物 ①スマートフォン ②マイナンバーカード
③マイナンバーカードの暗証番号 ④源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
⑤令和6年分確定申告のお知らせはがき



◀ 国税庁
公式LINE
アカウント

※混雑回避のため、入場整理券を配付します。配付状況に応じて、**受付を早く締め切る場合があります。**

なお、国税庁公式LINEアカウントを友だち追加することで、入場整理券の事前発行を受けられます。

※**マイナンバーカードの暗証番号を忘れてしまった方は、**

右記のQ Rコードから「マイナンバーカード総合サイト」を確認してください。

国税局電話相談センター ☎0570-00-5901

佐原税務署 個人課税部門 ☎54-1331



◀ マイナンバー
カード
総合サイト

確定申告で税金の控除が受けられます

要介護認定者(要介護1～5)で、町が定める認定基準を満たす方に、

- ・ **障害者控除対象者認定書**
- ・ **おむつ代の医療費控除に必要な確認書**

を交付します。

確定申告時に添付すると税金の控除を受けることができます。

書類の交付を受けるには**窓口で申請**が必要です。

※交付には1週間程度かかりますので、余裕をもって申請をお願いします。



申請場所 東庄町保健福祉総合センター 介護保険係
(東庄町石出2692-4)
必要書類 申請書(ホームページに掲載)

詳細は下記までお問い合わせください。

健康福祉課 介護保険係 ☎79-0912

税の申告相談は予約制です

町の申告相談は予約制(先着順)です。役場町民ホールに備えてある受付簿に記名してください。
(申告を受ける人数分の氏名記入が必要です。)

● 予約受付

期間 2月10日(月)～ ※電話予約不可

時間 8:30～17:15(水曜日は19:00まで)

● 申告相談

期間 2月17日(月)～3月17日(月) ※平日のみ

時間 9:00～12:00、13:00～17:00

会場 東庄町役場1階 町民ホール

※青色申告相談、譲渡(土地・建物・株式)申告相談は佐原税務署でご相談ください。

(町への公共事業用地の譲渡のみの場合は、町の申告相談で受け付けします。)



無収入でも町・県民税(住民税)申告を

住民税申告が必要だと思われる方には、2月中旬に町から住民税申告書を送付します。
提出のみの方は、申告書へご記入のうえ、役場1階3番窓口へご提出ください。(郵送可)

申告相談に必要なものは事前に用意してください

- ☒ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード+運転免許証など本人確認できる書類
- ☒ 税務署からの「令和6年分確定申告のお知らせ」はがき、または電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書
- ☒ 収入や必要経費がわかるもの(源泉徴収票、収支明細書、帳簿、計算書など)
- ☒ 各種控除の内容がわかるもの(国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、医療費通知または領収書、障害者手帳、寄付金控除証明書など)
- ☒ 申告者名義の通帳 ※所得税が還付になる方のみ

※収支内訳書、医療費の明細書はわかるところまで事前に作成してお持ちください。

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

事業主の方へ 給与支払報告書の提出について

● 令和7年度給与支払報告書の提出期限は令和7年1月31日(金)です。

所得税の支払い義務がある給与支払者は、1月1日現在東庄町に在住しているすべての従業員について、令和6年中に支払った給与に関する給与支払報告書(総括表・個人明細書)を支払額の多少にかかわらず提出してください。なお、従業員は専従者・パート・アルバイト・役員・外国人技能実習生なども含みます。

● 提出枚数が100枚以上であるときは、eLTAXなどによる提出が義務付けられています。

前々年に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上であった場合、町へ提出する給与支払報告書についても、eLTAXまたは光ディスクなどによる提出が義務付けられています。

なお、給与支払報告書をeLTAXで提出する際、統一CSVファイルの作成区分「2」(国税・地方税分双方)を選択すると、自動的に源泉徴収票データも作成され、税務署にも提出できます。

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073